

公益信託農林中金 80 周年森林再生基金

平成 18 年度募集要項・助成金交付申請書

Q & A

問合せ先

- ・ 全国森林組合連合会 組織部 TEL 03-3294-9719
- ・ 農中信託銀行(株) 営業部 TEL 03-5281-1340
- ・ 農林中央金庫 農林部 TEL 03-3243-7222

目 次

1. 事業内容について

- Q1. 複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。
- Q2. 「長期安定契約」とは何か。
- Q3. 「長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業」とは何か。森林法等で定めた制度に基づかなければならないのか。
- Q4. なぜ、林地境界確定、不在村地主調査を助成対象とするのか。

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

- Q5. 助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。
- Q6. 1年間にいくつの法人が選定されるのか。
- Q7. 複数年助成はあるのか。
- Q8. 具体的に助成対象費用は何か。
- Q9. 対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。
- Q10. 事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。
- Q11. 補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。
- Q12. 営利を目的としない法人とは何か。
- Q13. なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。
- Q14. 財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。

Q15. 複数の団体による申請は認められるのか。

Q16. なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（または財団）だが対象になるのか。

Q17. いつ助成金は支給されるのか。

3. 申請方法・審査・選定について

Q18. 申請時に複数の森林所有者との長期安定契約を締結していないといけないのか。

Q19. 経費等の積算根拠とは何で説明したら良いのか。

Q20. 二次審査に係る申請で、計画数字につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどんなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。

Q21. 公益性および創造性が高い事業とはどんなものか。

Q22. 運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。

Q23. 選定された事業は公開しないのか。

Q24. なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。

Q25. 個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

以 上

1. 事業内容について

Q1. 複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。

A1.

日本の民有林の所有構造は、民有林のうち9割近くを102万戸の個人（林家）が所有し、このうち5ha以下の層が戸数で75%を占めている（2000年世界農林業センサス）等、小規模所有構造となっています。小規模所有のために、木材の安定供給や面的な環境保全が困難なものとなっていることから、この小規模所有林をとりまとめることにより、低コストでの施業（伐採・搬出・再植栽等）が可能となるとともに、土砂災害防止、水源涵養等環境保全面での効果が得られるなど、公益性の高い事業になると考えられるからです。

なお、「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含みます。また、対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とします。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本としますが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できれば、これを認めます。

Q2. 「長期安定契約」とは何か。

A2.

長期安定契約とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約等で期間5年以上を対象とします。

森林所有者の高齢化・不在村化、施業意欲の低下が進んでいるため、長期安定的に所有森林の経営・施業・管理を委託するニーズが高まっており、この受託等が可能な法人では、個人の限界を超えて公益的な役割・機能を発揮することが可能になると考えられるからです。

Q3. 「長伐期施業・複層林施業等の公益的な施業」とは何か。森林法等で定めた制度に基づかなければならないのか。

A3.

森林法において「長伐期施業」の定義は「標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う施業」となっています。また、「複層林施業」は一つの森林の中に林齢等が異なる高木と低木が混在する複層林を維持していくための施業のことです。それぞれ、戦後定着した概ね40年周期の一斉皆伐・再植栽はコストが高く、生物多様性の保全、水土保全等の環境保全面での弊害もあること等を踏まえ、間伐等の手入れを進め、伐期を長期化させること、また、林齢の高い木を伐採したあとに若い木を植栽し複層林化すること等により、森林が持続的に多面的な機能を発揮

できるような施業を目的にしたものです。

加えて、ここで言う「公益的な施業」とは、森林法に基づく地域森林計画・市町村森林整備計画等の基準に拘束されるものではなく、既往の制度の枠組みを超えて、応募者が「公益的な施業」と考えるご提案も含まれます。

Q4. なぜ、林地境界確定、不在村地主調査を助成対象とするのか。

A4.

森林の所有にかかる境界は、森林簿により確認はできるものの、登記簿や地積測量図と整合性が取れていないことも多く、そうした場合、所有者間相互で境界を確認していることが実態です。近年、所有者の相続や不在村化により境界確認が困難化しつつあること、昭和26年より実施されている地積調査(登記簿と地積測量図等を一致させる作業)は、全国平均46%と低水準で、20%未満の県が16県もある等地域により大変遅れていること(15年度末国土交通省調査)から、近い将来、森林の所有境界が確認できずトラブルが発生するリスクを抱えています。

したがって、複数の森林所有者のとりまとめにあたって、森林所有者間の境界確認・確定を行い、地域の森林データの整備を行う意義は公益的価値が高いものと言えます。

また、不在村地主調査とは、森林を所有する市町村からの転出や相続の発生により、地域の森林所有者が不明となっているケースが増加しており、これを調査・確認する作業のことです。

こうした作業は、公的補助がほとんどなく、複数の森林所有者のとりまとめの障害となっていることから、助成対象としたものです。

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

Q5. 助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。

A5.

一助成先あたりの上限は年間 30 百万円で、運営委員会の厳正な審査を経たうえで申請額のうち必要額について認められるものです。少額の申請でも構いませんが、公益性の高さから、より規模の大きな事業内容が選定される可能性がありますので、この点をご理解ください。

Q6. 1 年間にいくつの法人が選定されるのか。

A6.

運営委員会の審査・判断によりますが、年間 1 億円を助成の目途としていますので、助成先は 4-6 先程度になるものと想定されます。件数を多くしてバラマキ型の助成を行うよりも、創意工夫のある、より良い事業に件数を絞込んだ方がより公益的にも価値があると考えられるからです。

Q7. 複数年助成はあるのか。

A7.

助成は単年度助成とします。単年度助成とする趣旨は、基金に対する応募が多いため、幅広く当基金を活用いただきたいとするものです。

Q8. 具体的に助成対象費用は何か。

A8.

詳細は募集要項のとおりですが、森林整備・施業等のハード事業では、伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費等であり、森林所有者をとりまとめる等のソフト事業では、境界確定等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費等になります。人件費は対象となりますが、林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用は対象外となります。

Q9. 対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。

A9.

ソフト事業においても、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。具体的には、ソフト事業の取組内容、ハード事業との割合（業務、所要資金額

等)等を参考に審査・判断されることとなります。

Q10. 事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。

A10.

本公益信託は、荒廃した民有林の再生事業・活動に対して助成するものであり、助成は申請者の(将来的にも)自助努力部分があることを前提にしています。したがって、選考の過程で取組みの内容や所要資金額、必要性等を審査した結果、助成対象者として選定されても希望する期間や費目の全てについて資金が給付されない場合もあります。

申請者においては、補助金等も活用しながら当基金の助成をうまく活用し、助成終了後も将来にわたって取組みを続けていただくことを期待しています。

Q11. 補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。

A11.

補助金収入や原木伐採代金収入があっても助成は受けられます。ただし、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。

Q12. 営利を目的としない法人とは何か。

A12.

営利を目的としない法人には、森林組合・農協・漁協等の協同組合、NPO法人、社団・財団等が想定されます。

Q13. なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。

A13.

本公益信託では、荒廃した民有林の再生という趣旨で、相当規模・期間の事業に対する助成を想定していますので、それを実行できる能力・知見を有する団体でないと困難が予想されるからです。また、同様の観点から、助成対象先は法人格を有する団体としています。

Q14. 財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。

A14.

収支状況が赤字だからといって選定されないことや不利な扱いを受けることはありませんが、事業継続が見込めないほど財務状況が著しく厳しい場合には、選定が見送られる可能性があります。

Q15. 複数の団体による申請は認められるのか。

A15.

複数の団体による申請も認められます。なお、事業・活動に際しての団体間の役割分担等が確認できる説明が必要になります。

Q16. なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（または財団）だけが対象になるのか。

A16.

本公益信託は、荒廃した民有林、特に私有林を対象とするものであり、市町村有林のみを対象とすることは想定していません。地方公共団体自らが予算措置によって管轄内の森林再生を行うことが可能なこと等から対象外としています。むしろ、地方公共団体は直接の助成先となるのではなく、対象となる助成先と一緒に地元の森林再生を行っていただく存在として期待しています。なお、非営利法人の林業公社は助成対象先になりますが、上記のとおり、私有林の再生を第一とするという観点から、内容を吟味して判断されることとなります。

Q17. いつ助成金は支給されるのか。

A17.

原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後の支給となりますが、希望される場合には、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払いが実施されます。

3. 申請方法・審査・選定について

Q18. 申請時に複数の森林所有者との長期安定契約を締結していないといけないのか。

A18.

助成決定前に締結していることは求めませんが、その確実性については審査されることとなります。助成決定後、長期安定契約の締結が一部できなかつた等により対象事業の一部変更があつた場合には、助成金決定額を上限に、実績等に基づいて助成金の支給が検討されることとなります。

Q19. 経費等の積算根拠とは何で説明したら良いのか。

A19.

積算根拠となる数字は、各事業、各地域で条件（単価、面積、人数、日数等）が異なるため、通常の事業計画策定時に使用する積算根拠を参考にして、今回の事業計画及びその積算根拠を記載してください。

Q20. 二次審査に係る申請で、計画数字につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどんなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。

A20.

二次申請時の提出資料として、ハード事業（造林保育費、伐出費、作業道開設費等）の場合は、事業地・作業種ごとの見積書・積算根拠（人件費、燃料費等を含む）が必要となります。ソフト事業（境界等調査費、座談会、研修会等）の場合は、各事業の見積書・積算根拠（講師謝金、会場費、日数等）の資料が必要となります。

事業完了報告時の提出資料として、ハード事業の場合は、各事業地の事業実績書、作業記録日報、賃金台帳、機械運転日報等の使用した経費を証明できる書類の写しが必要となります。ソフト事業の場合は、各事業の領収書、事業で使用した資料、配布物等が必要となります。

Q21. 公益性および創造性が高い事業とはどんなものか。

A21.

例えば、以下の事業が考えられますが、既往の補助金の枠組みを超えて、地域の実情に応じた創意工夫と夢のある事業・活動が選定されることを期待しています

- ①施業対象となる森林の整備が危急であり、対象面積がより広い事業
- ②協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動
- ③ノウハウ・技術・生産性の向上等により、助成金終了後も事業の継続性や波及性が

認められる事業

④過去に例の少ない先進的事業（不在村者の森林経営信託等）

Q22. 運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。

A22.

本公益信託を公益性のあるものにするためには、運営委員会を公平中立なものにしておくことが肝要ですが、運営委員会の委員名や議事録は非公開とした方が、運営委員会の公益性が担保できるものと考えています。この点、ご理解ください。

Q23. 選定された事業は公開しないのか。

A23.

助成対象事業は先進事例としてノウハウ等の普及の観点からも助成先等の了解を得たうえで、公開していきたいと考えています。

Q24. なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。

A24.

A23 のとおり、事業完了後は先進事例として公開していきたいと考えており、マスコミ等への掲載、他団体の視察受け入れ、対象森林の継続調査等にご協力いただくことを想定しています。

Q25. 個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

A25.

平成17年4月1日より施行となった「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）は、個人情報取扱事業者（※）については、①あらかじめ利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱うこと、②個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等を行うこと、等を規定しています。

本公益信託は、同法の趣旨を踏まえ、申請者が個人情報取扱事業者であるか否かに関らず、同法で求められた対応をとることを前提としています。

つまり、申請者は、森林所有者等の個人情報を取得するに際し（主に二次審査にかかる申請時を想定しています）、当該個人情報は本基金の助成金申請目的のために使用することについて、①当該内容を記載した書類の手交・郵送、又は②対象となる個人からの同意書の徴求、を行う必要があります。

助成金申請の際には、申請者の業務の範囲と利用目的を明記した上記書類の写しを

添付書類として送付していただくことになります。本書類がないと申請資料は受領できませんのでご注意ください。

※個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業に使用している事業者。顧客の個人情報等を有する多くの法人等が該当する。ただし、個人情報データベースを構成する特定の個人の数
が過去6ヶ月間継続して5000人以下の事業者は除く。

以 上